

総発第433号
令和8年3月19日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 田中 斉 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和8年3月6日付け監発第104号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

《人事課》

指摘事項

【支出事務】

○支払事務の遅延により延滞金が発生したもの

令和7年5月分の市職員に係る市県民税は13,522,400円、会計年度任用職員に係る市県民税は1,153,000円で、これらの納期限は令和7年6月10日であった。しかし、実際の納付は、16日遅れの令和7年6月26日となった。その際、地方税法の規定による延滞金、市職員分14,200円、会計年度任用職員分1,200円（納期限の翌日から1か月を経過する日まで2.4%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。

今後は、納期限内に支払えるよう事務を改善すること。

■措置内容

例月で財務会計システム及び文書管理システムでの起票・決裁等が必要なものをあらかじめリスト化し、係長及び課長で共有し、担当者以外も執行の状況を確認し、漏れや遅延が発生しないようにする。

《契約検査課》

注意事項

【契約】

○契約書に必要事項の記載不備があったもの

契約検査課が契約手続を行った案件で、個人情報を取り扱う業務にも関わらず、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項等を定めずに契約を締結しているものや、長期継続契約にも関わらず、契約書に「翌年度以降の予算が減額等された場合の対応（解除条項）」を定めずに契約を締結しているものがあった。

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、酒田市個人情報の管理に関する規程第36条に定める事項を業務委託契約書に明記するか「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付する。また、長期継続契約を締結する場合は、仕様書及び契約書に「地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約」であること「翌年度以降の予算が減額等された場合の対応（解除条項）」を明記する。これらは、契約検査課が全庁的に契約手続の際に注意喚起している内容であるが、手続に漏れが生じたものである。

今後は、このような漏れが生じないよう改善策を検討されたい。また、各所管課で行う契約事務では、同様の漏れを防ぐため必須項目など基本的な事項を確認できるチェックシートを活用するなど、引き続き適正な契約事務を徹底するよう指導を継続すること。

【内容】

① 個人情報の取扱いに関する条項等を定めなかったもの

- ・所管課：税務課

令和7年度 納税通知書等印字及び封入業務委託【単価契約】【債務負担行為】

- ・所管課：文化政策課

令和7年度 酒田市民会館受付等業務委託【債務負担行為】

② 長期継続契約について解除条項を定めなかったもの

- ・所管課：商工港湾課

令和7年度 酒田市みなと市場清掃業務委託【単価契約】【長期継続契約】

■措置内容

仕様書認定伺の様式に「契約書に個人情報特記事項の添付」欄を設け、要・不要を明確化した。契約書チェックリストを作成し、確認を徹底する。また、契約書チェックリストは公開羅針盤や説明会等で庁内に共有していく。

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されている。しかし、契約検査課が契約手続を行った案件に、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

このような誤りは、契約検査課が全庁的に注意喚起している事項であるため、今後、同様の誤りが生じないよう改善策を検討されたい。

【内容】

・所管課：スポーツ振興課

令和7年度 眺海の森スポーツ施設美化管理業務委託

■措置内容

契約書チェックリストを作成し、確認を徹底する。